

議第60号

高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年9月11日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い改正しようとする。

高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和46年高山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(処理場の設置)</p> <p>第16条 (略)</p>	<p>(処理場の設置)</p> <p>第16条 (略)</p> <p><u>(技術管理者の資格)</u></p> <p><u>第16条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</u></p> <p><u>(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）</u></p> <p><u>(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p><u>(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者</u></p> <p><u>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の</u></p>

実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。